# 家畜衛生だより 令和3年10月号

紀北家畜保健衛生所電話 073-462-0500紀南家畜保健衛生所電話 0739-47-0974紀南家畜保健衛生所東牟婁支所電話 0735-58-1481

# 家畜排せつ物の適正な管理をしてください!!

家畜排せつ物の適正な管理は、畜産経営者の責務でありますが、県内でも管理が不十分で問題となっている事例が見受けられます。家畜排せつ物の不適正な管理によって環境問題となれば、経営者はその対応に追われ、畜産経営の維持に大きな影響を与えることになります。そのような事態を未然に防ぐため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が定められ、家畜から排出されるふん尿やたい肥(以下家畜排せつ物)の管理基準を設け、その遵守を義務付けています。以下の管理基準について各農家でチェックし、適正な管理をしましょう。

# ①家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設の構造に関する基準

- ○固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な 覆い及び側壁を設けること。
- 〇液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽 とすること。

# ポイント

管理や作業効率のよいたい肥舎を準備するのがおすすめですが、不浸透性シートを活用した簡易的な対応でも可能です。農林水産省の HP にシート等を利用した簡易ふん尿処理施設の事例集がありますので参考にして下さい。

 $https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t\_siryo/05\_bosui/index.html$ 



#### ②家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

〇家畜排せつ物は管理施設で適正に管理すること。<br/>

### ポイント

例え自己所有地であっても、野積みや素掘りは悪臭や水質汚濁の原因となり、 禁止されています。また、家畜排せつ物の管理が不十分で、敷地外に漏れ出した り、河川や山林等に不法投棄したりし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や 「水質汚濁防止法」などの法律で処罰された事例もあります。

- ○管理施設の定期的な点検を行うこと。
- ○管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修 繕を行うこと。
- 〇送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行 うこと。

#### ポイント

せっかくの管理施設も破損があり、家畜排せつ物が漏出していたら不適正な管理になります。普段から確認して施設の修繕・更新を行いましょう。

現在和歌山県では畜産業の衛生管理の強化や省力化を支援する「畜産施設衛生管理強化支援事業」を実施しています。家畜排せつ物処理施設や機械なども事業の対象です。施設に関しては修繕も補助対象となりますので事業も活用して、家畜排せつ物の適正管理を行ってください。

〇家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量 について記録すること。

# ポイント

自分の経営の中でどれだけのふん尿が発生し、どのように処理されているかを 把握することは家畜排せつ物の管理を適正に行う基礎データとなります。年に 1 回記録し、保管しましょう。飼養規模を拡大するときには、このデータを確認 し、家畜排せつ物の適正な管理ができるか施設的にも労働力的にもしっかり検討 して下さい。

気になることや不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。